

ファミリー・サポート・センター

困ったとき、気軽に頼れる頼もしい存在

「男女ともに仕事と子育てを両立」の意識が高まる現在、子育て支援への要望も多様化し、今あるサービスでは対応しきれない面も出てきています。

市では、フィランセ内にファミリー・サポート・センターを開設。7月からサービスを開始します。現在の保育サービスの「すき間」を埋め、仕事と育児を両立させたい人や子育て中の人を支援していきます。

今回の特集は、このファミリー・サポート・センターについて紹介します。



ファミリー・サポート・センター
はどんな活動をするところ？

働くお父さんお母さんが安心して仕事と子育てを両立できるように、また、子育て中のお父さんお母さんが用事のあるときに子どもを預けられるように、「育児の援助を受けたい人（依頼会員）」と「育児の援助を行いたい人（提供会員）」がセンターに会員登録をして、センターのアドバイザーが橋渡し役となり、会員同士が一時的に子どもの世話を有料で援助し合う組織です。

このようなきに利用できます

- 保育園、幼稚園などへの送り迎えとその開始前、終了後
- 学校の放課後や児童クラブ終了後
- 子どもが突発的に軽い病気になった場合など
- 保護者などの病気や急用などの場合
- 冠婚葬祭やほかの子どもの学校行事のとき
- ときには子育てを離れて、親が自分自身の時間を持ちたいとき

※軽度の障害などを持った子どもの場合も同様に預かりますが、提供会員が承諾した場合に限ります。

ファミリー・サポート・センターの仕組み



◎センターを利用するには、まず会員として登録することが必要です。

はい、どなたか連絡してみましよう。お時間と場所は？

Bさん、明日の朝Aさんのお子さんを保育園まで送っていただけませんか。



富士市ファミリー・サポート・センター

アドバイザーが依頼会員と提供会員の仲立ちをします。

明日は早番なので、どなたか子どもを保育園まで送ってほしいのですが…

はい、いいです。お送りしますよ。



援助依頼の申し込み

援助活動の打診

両方会員

依頼・提供会員の両方の活動ができる人



Aさん

依頼会員

突発的な出来事が生じた場合、登録してあればすぐに利用できます。

提供会員

Bさん

援助活動ができる曜日や時間を登録していただきます。

事前打ち合わせ・活動終了後、報酬の受け渡し

手助けが必要になったら

援助を依頼したい会員はセンターに連絡します。

センターのアドバイザーは援助をしてくれる提供会員を選び、依頼会員に紹介します。

提供会員は依頼会員と面談し、事前打ち合わせをして援助活動をします。

提供会員は援助が終わったら活動報告書を書き、依頼会員の確認印をもらいます。依頼会員は提供会員に規定の報酬（託児料金）を支払います。

提供会員は一月に一回、活動報告書をまとめ、センターへ提出します。

○原則として一時的、突発的な短時間の育児援助で、長時間・長期間にわたる援助ではありません。
○原則として提供会員の自宅で援助を行います。

ファミリー・サポート・センター

Q & A

Q 報酬（託児料金）はいくらでしようか？

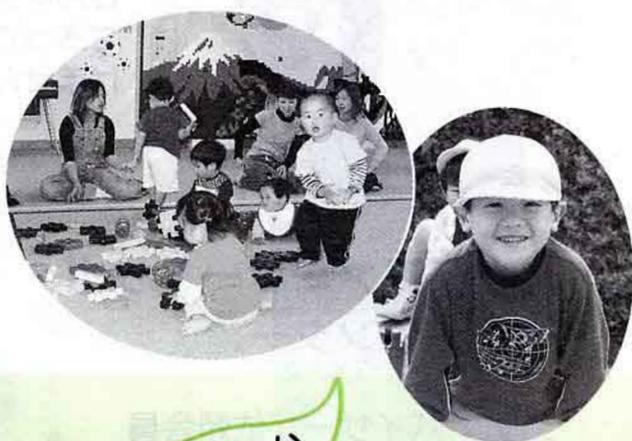
依頼会員が提供会員に支払う報酬は、一時間六百円（基本分）〜九百円（休日・夜間・病児など加算分）ですが、時間延長分、兄弟分（二人目から半額）やおやつ代、交通費など実費支払いもあります。

Q 活動中に事故などが起きた場合の責任は？

センターが行うのは会員を紹介するまでですので、活動中に事故が起きたときは、会員同士で解決することになります。会員になると自動的にファミリー・サポート・センター補償保険に一括加入することになります。この保険には、会員傷害保険、賠償責任保険、児童傷害保険が含まれます。これには会員の掛け金の負担はありません。

Q センターが休みのときはどうなるの？

センターが休みのときは、地区の提供会員の中から選ばれたサプリーダーが、アドバイザーのかわりに援助活動の調整を行います。



佐野ちふみさん
来実ちゃん（大淵）



佐野キミ子さん
（青葉町）

産声近い

ファミリー・サポート・センター

提供会員に登録し、子育てに携わる喜びを

子育て支援クラブの活動に携わり、一時的に子どもを預かるなどしてきました。お母さんが急な病気のときに子どもを預かり、感謝されたときなど子育ての援助に携わる喜びを感じたものです。初めは懐かなくても、そのうち「おばちゃんまた来てね」と子どもから言われると思わず顔がほころびましたね。

センターには提供会員として登録するつもりです。自分の子育てやクラブでの経験を生かし、私もできる限り協力していきたいと思っています。

センターの存在は心強く、

育児のアドバイスも力に

幼稚園年長と二か月の二人の子どもがいます。私はピアノを教えているのですが、子どもが幼稚園から帰宅後三〜四時間の仕事があり、その間だけかに子どもの面倒をお願いしなければなりません。私のように少しの間だけ子どもの面倒を見てほしい人にとって、センターの存在は心強く助かりますね。安心して仕事ができます。また、子育ての先輩からもらえるアドバイスも力になると思います。できる限り同じ人が見てくれると子どもにとってもいいのではないのでしょうか。



ファミリー・サポート・センター
宮崎晴代(右)・遠藤久美子
アドバイザー

気軽にセンターを利用して

昨年保育園・幼稚園の保護者を対象に行ったアンケートの中で、家族が病気のとき、退園後や休園のとき、急用ができたときなど、「子どもを一時的に預かってほしい」と思ったことがある」と答えた人が約八五%いました。

ファミリー・サポート・センターは、子育て中の皆さんを地域社会全体で支えていく仕組みです。仕事をしている人に限らず、精神的に子育てに疲れてしまっている人にも利用していただき、提供会員の皆さんとのふれあいで育児の不安が和らいでいただけたらと思います。センターでは、ほかの機関との連携も進め、会員同士の交流会や講習会を開くなど、コミュニケーションを取りながら活動を進めていきます。

現在、サービス開始に向けての準備を全力で進めています。皆さんに「ファミリー」と呼ばれ親しんでいただけるよう、開かれたファミリー・サポート・センターにしていきたいと思えます。子育てに困ったときなど気軽に声をかけてほしいですね。

募集期間

5月15日以降、随時募集します。提供・両方会員には、6月中旬に講習会を開催します。

5月15日(水)から



会員を募集します

7月1日サービス開始予定

応募方法

登録に必要な物を持ち、直接センターへ申し込んでください。

両方会員



- 市内在住で、子どものいる人同士互いに助け合い協力し合える人。
- 依頼会員として、また提供会員として両方の活動ができる人。
- 講習、会費、報酬などは、それぞれの会員と同様。

提供会員



- 市内在住の人。
- 事業の趣旨を理解し、健康で明るい人なら性別、年齢、免許、資格は問いません。
- 専用保育室は必要としませんが、自宅で子どもを預かれる人。
- 十二時間程度の講習終了後、援助活動に入ります(有資格者は一部免除)。
- 入会金、年会費は無料。

依頼会員

- 市内在住の人。
- ゼロ歳〜小学生の乳幼児・児童のいる人。
- 入会金、年会費は無料。
- 窓口申し込み時、活動内容について説明があります。
- サービスを受けたとき、提供会員に直接報酬を支払います(右ページ参照)。

登録に必要な物

- ★ 会員本人の写真(三センチメートル×二・四センチメートル)二枚
- 「依頼会員」はあわせて親子で写っているサービス版サイズのスナップ写真一枚
- ★ 身分を証明するもの(運転免許証か健康保険証)
- ★ 印鑑(認め印)
- ※ 依頼会員、両方会員をご希望の方は、お子さんの健康保険証の番号、かかりつけ医の電話番号を控えてきてください。
- ※ 登録には必ず本人がお越しください。



▶ フイランセ東館四階には、ファミリー・サポート・センターのほかに、子育て支援センター「カスタネット」や家庭児童相談室があります。



申し込み・問い合わせ

富士市ファミリー・サポート・センター

〒416-8558 本市場432-1

☎66-4128、☎66-4138

開所時間 月～金曜日 8:30～17:00
(サービス開始後は17:30まで)

土曜日 8:30～12:30

※ 祝日、年末年始は休み。

ご案内

